

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

## 目次

第一章 内閣府関係（第一条・第二条）

第二章 総務省関係（第三条）

第三章 文部科学省関係（第四条―第八条）

第四章 厚生労働省関係（第九条・第十条）

第五章 経済産業省関係（第十一条）

第六章 国土交通省関係（第十二条・第十三条）

附則

第一章 内閣府関係

（健康増進法の一部改正）

第一条 健康増進法（平成十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「、その営業所の所在地の都道府県知事を経由して」を削る。

第三十四条の八の二第二項中「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については」を削る。

(介護保険法の一部改正)

第十条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の三十二第二項第一号及び第二号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第三号中「次号」を「第五号」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に所在するもの 中核市の長

第百十五条の三十二第三項中「の長」の下に「、中核市の長」を加える。

第百九十七条第三項中「地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第二百三条の二において「中核市」という。）」を「中核市」に改める。